

# ①助成の対象となるリフォーム工事一覧

☆住宅部分のみが対象。外構工事や別棟の車庫や倉庫、併用住宅の店舗等部分は対象外となります。

☆部分的な補修工事や、家電の購入及びそれに付随する工事は対象外となります。

No.	リフォームの内容	摘要	
1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認申請の写し及び添付図面が必要	
2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外	
3	機械設備工事（給排水衛生・給湯・換気・ガス設備）	リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設に関するもの	
4	電気設備工事		
5	オール電化住宅工事		
6	屋根の葺き替え、塗装、防水工事		
7	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象	
8	部屋の間仕切りの変更工事		
9	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房（ガスや電気式）工事や内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象	
10	断熱改修工事（床・壁・窓・天井・屋根）		
11	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え含む）		
12	雨どい等取替えや修理		
13	建具・開口部の取替えや新設工事	手動及び電動シャッターも対象 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替え等単独は対象外	
14	造り付け収納家具工事（造作大工工事の伴うもの）		
15	照明設置場所の内壁の張替工事等に伴う LED 照明に関する節電工事		
一部対象	16	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）	市で行っている他の助成制度を利用していない部分が対象
	17	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事費の助成制度を利用していない部分が対象
	18	防音工事（天井・壁・サッシの改修等）	国の住宅防音工事の助成制度を利用していない部分が対象
	19	住宅の解体工事	リフォーム対象工事に関わる解体工事が対象

## 【リフォーム施工業者について】

- 海老名商工会議所会員
- 取扱事業者一覧に掲載のある業者（商工会議所及び海老名市役所住宅公園課（庁舎4階）で配布又はHPからダウンロードできます。）

## 【写真撮影時の注意】

- 申請時に施工前の写真を提出していただき、工事完了後の実績報告時に施工中及び施工後の写真を提出していただきます。施工したことが明らかにわかるよう同じアングルで撮影してください。
- 1つの施工箇所が1枚の写真に収まらなくても結構ですので、施工箇所全体が確認できる写真を提出してください。
- 外壁や樋工事の場合は、すべての面（箇所）の確認ができるよう撮影してください。正面からの撮影でなくても結構です。
- 屋根工事等で、申請時に施工箇所全体の撮影ができない場合は、撮影できる箇所のみ提出していただき、提出できなかった箇所は実績報告時に提出してください。